

## 会 議 の 概 要

1 会 議 名	平成29年度第2回宝塚市社会教育委員の会議
2 開 催 日 時	平成29年8月24日（木）10時00分～12時00分
3 開 催 場 所	宝塚市役所 2-4 会議室
4 出 席 委 員 [■出席 □欠席]	■橘委員      □清水委員      ■林委員      ■薄田委員 □大西委員      ■温井委員      ■河野委員      ■藤田委員 □伊藤委員      ■エバンズ委員      □板東委員
5 傍 聴 者 数	0 人
6 公 開 の 可 否	■ 可    □ 不可    □一部不可
7 議 題 及 び 結 果 の 概 要	◆報告 (1)平成29年度阪神北地区社会教育委員協議会第2回理事会 について (2)平成29年度阪神北地区社会教育委員協議会第1回研修会 について  ◆議題 地域課題解決のための公民館学習及び社会教育のあり方について（諮問）

## 平成29年度 第2回社会教育委員の会議 議事要旨

### 1 報告

#### (1) 平成29年度阪神北地区社会教育委員協議会第2回理事会の開催結果について (事務局)

平成29年7月24日(月)に開催。阪神北地区社会教育委員協議会第1回研修会のコース(案)の説明及び第3回理事会の日程確認を行った。また、今後の予定として9月に近畿地区社会教育研究大会(京都大会)、全国社会教育研究大会(北海道大会)、10月に兵庫県社会教育委員協議会第2回役員会開催について確認を行った。

#### (2) 平成29年度阪神北地区社会教育委員協議会第1回研修会について (事務局)

平成29年9月4日(月)に開催。コースについては、理事会後再調整し、一部変更となっている。視察場所は、清荒神清澄寺、宝塚歌劇殿堂、宝塚市立手塚治虫記念館の予定。昼食を男女共同参画センターでとる予定としている。その際に、男女共同参画センターの施設概要、事業概要について説明いただき、NPOセンターからきずな家づくり事業として「カルタ」についても説明いただく。

### 2 議題

#### 地域課題解決のための公民館学習及び社会教育のあり方について(諮問) (事務局)

研究テーマの範囲が広いとため、公民館学習と社会教育のあり方の2つに分けて研究を進めていきたい。公民館学習については現在の委員の任期(来年7月)までに中間答申としていただき、平成31年度7月中を目標にすべての答申をいただきたい。

資料として、公民館でどのような事業が行われているかを調べ、公民館主催事業とそれ以外で分けたものを作成している。市役所内の他部署が行っている事業や、グループ団体が行っている事業については、各公民館のホールの使用状況から利用団体のみを抽出している。今後として、次回開催までに平成28年度に他部署が公民館で行った事業について照会をし、まとめていく予定。

#### (議長)

答申に向けて今まで行ってきた方法としては、現場の声を聞くことである。視察を行ったり、実際に活動をしている公民館のグループの方に来ていただくなどである。まずは、答申に向けてのスケジュールや方法について皆さんの中で何か意見があればお願いしたい。

(委員)

本来であれば、宝塚市の社会教育のあり方について学び、目的が設定された上で、公民館の学習について進めていく方が良いと思うが、テーマが広大のため、先に公民館学習から進めていくことに賛成する。

(議長)

公民館がカルチャーセンターとなりつつある中で、それも一つの生涯学習と言えるが、それだけでいいのかという課題がある。兵庫県の公民館の調査報告書を見ると、公民館の職員配置は1~2人というのがほとんどである。公民館の勤務時間は夜もあるので、1人の時間がほとんどである実態が見える。また、社会教育主事の配置も十分ではない。職員の年齢を見ると、60歳を超えている。専門的な教育の進め方は難しいと考える。宝塚市でも職員数や、年齢の傾向は同じか。

(事務局)

講座企画をしている東公民館では、臨時職員を含め9人である。西公民館は3名である。中央公民館の建て替えの際に企画担当を東公民館へ異動している。

(議長)

社会教育主事はいるのか。

(事務局)

東公民館に2名配置している。ただし、内1名は再任用職員である。

(委員)

職員は全員フルタイムなのか。

(事務局)

正規職員は9時~17時30分まで、臨時職員は9時~16時45分が勤務時間となる。(どちらも週5日)公民館の開館時間は9時~21時のため、受付と警備と清掃は外部委託している。

(委員)

社会教育主事というのは資格なのか。アルバイトでも良いのか。

(事務局)

短大卒業以上で、社会教育主事講習を受講し、社会教育に携わる実務を3年経験し

た後に発令できることとなっている。以前は公民館に必ず社会教育主事を配置しなければいけなかったが、現在は教育委員会事務局に置くことになっている。そのため、館長が必ずしも社会教育主事とは限らない。配置する場合であっても必ずしも正規職員でという規定はない。

(委員)

社会教育主事の役割が分かりにくい。

(事務局)

平成27年度の答申書でもいただいているように、本来の公民館のあるべき姿とは、貸館や趣味の延長線上だけではなく、そこから派生して地域課題を知る、気付く、学習することに繋がり、課題解決のために行動を起こす、行動に対して検証するため再度学習をするといったサイクルの実現が必要と考える。これらを実現するためには、公民館主催事業である市民カレッジなどを通じて気付く機会を与えたり、やる気のある人と接触し、他のグループと繋がることや新たなグループを作るきっかけ作りをし、解決に向け行政と連携をするなどファシリテーターの役割を本来は社会教育主事が行う。社会教育主事の位置づけを明確にし、活動をしてもらうことが大事だと考える。今回は何をするかという部分を研究していただき、その中で出てきたものを社会教育主事の役割としたい。

(議長)

大阪狭山市へ視察へ行った際に、館長が講習に通っている話があったが、指定管理者にはそういった使命感を持ってほしい。行政と公民館の協議の場もある方が良くと思う。公民館運営協議会のようなものはあるのか。

(事務局)

指定管理者制度導入後は登録団体の代表者会議などで意見を聞くことになると思われる。

(委員)

人事制度の都合で、司書のいない図書館や、社会教育主事のいない公民館ができしめることは、我々が受ける恩恵の質の面から考えると、市民サービスの低下につながる。人事異動で他部署へ数年いく経験は、戻ったときに活かされると思うが、専門家としては育っていないために行き届かない部分はあると思う。目的と行動がずれてしまっていると思う。

(事務局)

図書館の運営には司書が必要であるが、行政的視点も必要である。受付業務などを外部委託している部分もあれば、施設の中核部分は司書が担うなど運営自体を以前に比べ柔軟にできるように国は考えているようである。

(委員)

民間においてもその考えは同じである。公民館で言うと宝塚市民に対して行いたい教育という中核部分までもが外部委託となってしまうと、本当に本気で取り組んでもらえるのか、不安定になってしまうのではと考える。

(事務局)

それを補うために公民館などは社会教育の位置づけというのが重要だと思う。社会教育を行う上で、公民館もその一部を担っているため、公民館の講座の内容や社会教育課の事業内容を互いに共有し、社会教育主事を育成していくことは重要だと認識している。

(委員)

それが実現できればとても良いと思う。

(事務局)

社会教育課の事業を公民館で行っていきたいと考えているが、現状はまだまだできていない。公民館の事業も全て把握できていない。指定管理者制度が導入される場合は、これまで以上にコミュニケーションが必要となってくる。

(事務局)

他市では公民館を社会教育施設から外し、貸館に特化しているところもある。ただし、社会教育の性質は薄れてしまい、学んだことが個人で止まってしまっている。全国的に見れば実践まで進めている公民館があると思う。

(委員)

PTA は課題があり解決するための実践も行っている。ただし、その解決法などを知として蓄え、他の人へ伝えていくということはあまりしていないと思う。社会教育にPTAとしてできることはあるのではないかと感じた。

(議長)

公民館にPTAの方が来ていただくなど連携が必要だと思う。

### 3 その他

#### (1) 公民館の指定管理者制度の導入に向けた取組みについて

(事務局)

平成 31 年 4 月から、市立公民館 3 館の指定管理者制度を導入することに伴い、9 月市議会に宝塚市立公民館設置管理条例の全部を改正する条例案を提出する。利用料金については、条例上、上限を設け指定管理者が設定を行うこととなる。指定管理者の選定については、選定委員会を設置し、社会教育委員からも参画していただきたいと考えている。

#### (2) 次回会議

平成 29 年 10 月中旬に開催予定